

令和 7 年 2 月 18 日

株式会社 朝日新聞社

代表取締役社長 角田 克 様

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

会長 野口 百香



申し入れ書

貴社令和 7 年 2 月 17 日朝刊に掲載されました『介護度に応じ高齢者に「値付け」』と題する記事は、社会保障費の不適切な消費の可能性を告発した意義あるものとして高い関心をもって拝読致しました。しかしながら、その記事の中で、紹介業者が老人ホーム入所予定者を探し出す病院のターゲットを医療ソーシャルワーカー(以下MSW)としていることや、MSW が飲食等の接待を受け、「お車代」として金銭を受け取っているとする内容が掲載されており、仮に本事例が取材に基づく事実であったとしても、読者には、MSW 全体がそのような役割を担い、紹介業者と癒着しているかのような誤解を招く可能性があり憂慮します。更に、MSW の職能団体である当協会に事前取材も無く記事とされたことは大変遺憾であり、当協会としては到底看過できるものではありません。

また、現在、MSW や本件とは無関係な紹介業者と共に適切な施設を真摯に探している患者・家族にとっては、その支援に不安や疑念を抱き、信頼関係を損ねかねない報道となっています。加えて、記事の冒頭には、本件について昨年 12 月に厚生労働省は要介護度にひもづいた紹介料は不適切とする指導を自治体に行ったとありますが、その後の自治体の対応について取材されているのか不明であり、高齢者の「値付け」や高額の紹介料ばかりが強調されて、人権に配慮した報道とは言い難いと考えます。

報道機関としての正確、公正を逸脱し、MSW に対する国民の信頼を不当に傷つける貴社報道に対し厳重に抗議しますとともに、MSW への誤解を解く修正記事の掲載など適切な措置を講じられるよう強く要請し、以上の申し入れについて、文書での回答を求めます。

当協会としても、記事にあるような行動をとった会員については、今後調査し、厳正に対処したいと考えます。また、貴社が告発された事実の追及には高い関心を持ち、当協会もその改善には協力を惜しみません。

MSW の業務については、厚生労働省健康局長通知による『医療ソーシャルワーカー業務指針』の中で業務の範囲が定められており、「退院援助」はその中の重要な業務の一つです。私たちは、業務遂行に当たり、『倫理綱領』及び『行動基準』『ガイドライン』を定め、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の責務であることを認識し、倫理綱領を遵守し、原理として、「人間の尊厳」、「人権」、「社会正義」、「集団的責任」、「多様性の尊重」、「全人的存在」を掲げて日々の支援にあたっておりますことを是非、ご承知おき下さい。

貴社におかれましては、今後、適正な取材に基づき大所高所に立った記事を執筆されるよう強く求めるものです。

以上